

新潟県経営普及費補助金交付要綱

令和8年3月5日改正

新潟県農林水産部経営普及課

新潟県経営普及費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、農業の振興を図るため、市町村等が行う別表に掲げる事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- (10) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間内にあるものについては、別紙様式2による財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。
- (11) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(交付申請書)

第4 規則第3条の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとするが、第5の規定により、事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな

場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第6 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した報告書を別記第4号様式に準じて作成し、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第9 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、別記第5号様式による事業遂行状況報告書を作成し、12月10日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第12条の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による実績報告は、別記第6号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要であり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

3 第4第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第8号様式により、速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第11 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する

る省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（概算払）

第12 概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数及び経由）

第13 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。ただし、事業の要領等において別に定めている場合は、この限りではない。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類のうち、別に定めるものについては、所轄する地域振興局長を経由しなければならない。

（雑則）

第14 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年12月8日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成6年7月6日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年4月11日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年6月3日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年4月1日から実施する。

- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年1月5日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成21年11月30日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成22年2月26日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年4月27日より施行し、平成24年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年5月7日より施行し、平成24年4月6日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成25年4月11日より施行し、平成25年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成25年4月22日より施行し、平成25年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、平成25年11月6日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成27年4月2日より施行し、平成27年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成28年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成29年4月6日より施行し、平成29年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成30年4月2日より施行し、平成30年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、平成31年4月2日より施行し、平成31年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年4月6日より施行し、令和2年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年10月28日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年10月21日より実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月19日より施行し、令和4年4月1日より適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱の改正前の様式により使用されている書類は、この様式による改正後の様式とみなす。

附 則

改正後の要綱は、令和5年4月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年3月11日から施行し、令和6年2月22日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年4月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年6月18日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年2月20日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年5月13日から施行し、令和7年4月1日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年8月4日より実施する。

附 則

改正後の要綱は、令和8年3月5日から施行し、令和8年2月27日より実施する。

別 表

| 番号 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|----|---------------------|--|---------------|--|--|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 1 | 農村青少年組織育成事業 | 新潟県農業改良クラブ連盟が、農村青少年の農業の担い手として資質向上を図るために行う次の事業に要する経費 1 プロジェクト活動及び推進活動 2 各種研修会の実施 3 組織活動強化に向けた情報発信活動 4 その他組織強化活動に係る各種会議の開催 | 補助対象経費の1/2 以内 | 次に掲げる変更以外の変更 補助対象経費の欄に掲げる1～4の経費相互間における経費合計額の20%を超える増減 | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 |
| 2 | アセアン農業研修生受入事業 | 新潟県国際農業者交流協会が、別に定める実施要領に基づいて行うアセアン農業研修生受入事業に要する経費 | 補助対象経費の1/2 以内 | 次に掲げる変更以外の変更 補助対象経費の欄に掲げる経費の20%を超える増減 | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 |
| 3 | 就農相談・受入対策事業 | 公益社団法人新潟県農林公社青年農業者等育成センター及び一般社団法人新潟県農業会議が、青年等の就農促進及び青年農業者等の育成のために行う次の取組に要する経費 1 就農相談活動等 2 無料職業紹介活動 3 研修受入農家バンクの運営 4 就農支援資金の収納管理等 5 農業者組織の育成・機能強化等 | 定 額 | 次に掲げる変更以外の変更 補助対象経費の欄に掲げる1～5の経費相互間における経費合計額の30%を超える増減 | 次に掲げる変更以外の変更 事業主体の変更 |
| 4 | 農業信用基金協会特別準備金積立補助事業 | 新潟県農業信用基金協会が新潟県農業信用保証制度円滑化対策実施要綱に基づき積み立てる特別準備金に対する経費 | 補助対象経費の全額 | | |

| 番号 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|----|-------------------|--|-----|--|----------|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 5 | 青年就農支援事業のうち就農準備資金 | 市町村又は交付対象者が、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2の就農準備資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記1及び5又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱（補正）」という。）別記1に基づいて行う事業に要する経費 | 定額 | 次に掲げる変更以外の変更 資金総額の増又は30%を超える減 | |
| 6 | 青年就農支援事業のうち経営開始資金 | 市町村が、国実施要綱別記2又は国実施要綱（補正）別記1に基づいて行う事業に要する次の経費 1 経営開始資金 2 経営開始支援資金 3 資金の交付事業の実施、普及活動及び交付対象者の指導活動に要する経費 | 定額 | 次に掲げる変更以外の変更 1 補助対象経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における流用 2 資金総額の増又は30%を超える減 3 推進事業の増加 | |

| 番号 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|----|---------------------|--|--|---|--|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 7 | 青年就農支援事業のうち経営発展支援事業 | <p>市町村が、国実施要綱別記1又は国実施要綱(補正)別記2に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>1 経営発展支援事業のうち通常枠(初期投資促進タイプ)</p> <p>2 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠(世代交代円滑化タイプ)</p> <p>3 事業の実施、普及活動及び交付対象者の指導活動に要する経費</p> | <p>補助対象経費の3/4以内</p> <p>補助対象経費の1/2以内又は3/4以内</p> <p>ただし、補助対象経費の1及び2のうち、国実施要綱別記1第5-1及び第5-2の2(3)並びに国実施要綱(補正)別記2第5のIの2(3)及び第5のIIの取組については、事業費10,000千円(園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組の場合は20,000千円)以内で機械・施設を取得する際に、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領別表1のIの2の(2)「新規就農者資本装備支援」の補助率により算定した補助額に満たない場合は、その差額分を上乗せする。</p> <p>定額</p> | <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 補助対象経費の欄に掲げる1及び2の経費から3の経費への流用</p> <p>2 補助対象経費の欄に掲げる3の経費の増加</p> | <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> |

| 番号 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|----|--------------------------|--|---|----------|---|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 8 | 青年就農支援事業のうち新規就農者誘致環境整備事業 | 事業実施主体が、国実施要綱別記3に基づいて行う事業に要する次の経費 1 新規就農者の誘致体制の整備 2 研修農場の整備 | 定額(1事業主体当たりの上限額は200万円以内とする。ただし、研修農場の整備及び本事業と連携して農地整備等関連事業を実施する場合は300万円以内とする。) 補助対象経費の1/2以内 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |
| 9 | 新潟県国際水準GAP認証取得支援事業 | 県立以外の農業教育機関や持続可能性に配慮した農産物を生産する農業者団体が「新潟県国際水準GAP認証取得支援事業」実施要領に基づいて行う国際水準GAP認証審査に要する経費 (※国際水準GAPとは、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAPを指す。) | 定額 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |
| 10 | 女性が変える未来の農業推進事業 | 事業実施主体が、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知)の第4の2に基づいて行う事業に要する経費 | 定額 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |

| 番号 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|----|---|---|--|----------|---|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 11 | 農業教育高度化支援事業 | 事業実施主体が、国実施要綱別記5の第5の4に基づいて行う事業に要する経費 | 補助対象経費の1/2以内又は定額 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |
| 12 | 農福連携受入環境整備支援事業 | 事業実施主体が、農福連携受入環境整備支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費 | 補助対象経費の1/2以内 ただし、1事業実施主体当たりの上限額は200千円とする。 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 5 施行箇所の変更 |
| 13 | スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業（スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業） | 事業実施主体が、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知）のうち別表2のⅡ（1）に基づいて行う事業に要する経費 | 補助対象経費の1/2以内又は定額 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 |

| 番号 | 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|----|---|---|--|--|---|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 14 | スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業（スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業） | 事業実施主体が、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産3678号農林水産事務次官依命通知）のうち別表2のIの2に基づいて行う事業に要する次の経費 1 事業費 2 推進事務費 | 補助対象経費の1/2以内又は定額 定額（事業費の10%以内） | 次に掲げる変更以外の変更 補助対象経費の欄に掲げる1から2への経費の増 | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 |
| 15 | 次代を担う農業人材確保・育成支援事業 | 事業実施主体が、次代を担う農業人材確保・育成支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する次の経費 1 就業規則作成支援 2 人事評価制度導入支援 3 人材採用・育成計画作成支援 | 補助対象経費の1/2以内 | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 |
| 16 | 多様な農業人材誘致モデル事業 | 事業実施主体が、多様な農業人材誘致モデル事業実施要領に基づいて行う事業に要する次の経費 1 半農半X希望者の相談対応等の受入活動 2 X（農業以外の企業・団体等）の開拓・調整に向けた活動 3 半農半X希望者の確保に向けた誘致活動 4 半農半Xの定着に向けた技術力・経営力向上等に係る支援活動 | 補助対象経費の1/2（1事業実施主体当たりの上限額は145万円以内とする。ただし、補助対象経費の1の取組のうち、相談員の取組に必要な経費の補助上限は100万円とする。） | | 次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 |